

令和7年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和7年6月18日 開会

令和7年6月20日 閉会

奈井江町議会

## 令和7年第2回奈井江町議会定例会

令和7年6月18日（水曜日）

午前10時00分開会

### ○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
  - ①会務報告
  - ②議会運営委員会報告
  - ③委員会所管事務調査報告
  - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 令和6年度 奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 令和6年度 奈井江町下水道事業会計 繰越計算書について
- 第 8 議案第 5号 奈井江町中小・小規模企業振興基本条例
- 第 9 議案第 1号 令和7年度 奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 2号 令和7年度 奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 3号 令和7年度 奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 4号 令和7年度 奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	三 本 英 司
副 町	長	辻 脇 泰 弘
教 育	長	相 澤 公
総 務 課 参 事		杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事		松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事		鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事		石 塚 俊 也
産 業 観 光 課 付 課 長		鈴 木 宏 明
建 設 環 境 課 長		加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者		田 中 恵
企 画 財 政 課 長		井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長		遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐		辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員		山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長		笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

## 開会

### ●議長

皆さん、おはようございます。定例会の出席、大変、ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和7年奈井江町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から20日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。会期は、本日から20日までの3日間と決定をいたしました。

---

## 日程第3 議長諸般報告

(10時00分)

### 1. 会務報告

### ●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりでありますのでご了承をお願いいたします。

---

## 2. 議会運営委員会報告

(10時00分)

### ●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

3番、議会運営委員長、篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

### ●3番

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和7年3月10日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、①意見案第1号の審議順序の変更について。

委員会開催日、令和7年4月30日、調査事項、第2回臨時会に関する議会運営について、調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議について。

委員会開催日、令和7年6月12日、調査事項、第2回定例会に関する議会運営について、調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議・審議順序について、③町政一般質問について、④請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑤会議案、調査について。

以上です。

### ●議長

ご苦労さまでした。

---

## 3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

### ●議長

委員会所管事務調査報告につきまして、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、5番石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

### ●5番

まちづくり常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

まちづくり常任委員会は、本定例会までに3回の所管事務調査を行っております。

開催日順に報告をいたします。

委員会開催日、5月12日、調査事項、調査第1号学校経営について。担当課の出席を求め、現地調査を実施し、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。説明員、調査内容については、記載のとおりでございます。

意見・要望としては、小・中学校ともに統一された授業スタイルが実践されており、子どもたちの確かな学力につながることを期待でき、また、タブレットの効果的な活用が進んでいることは大いに評価するものである。

学校経営において、授業評価や学校評価の情報発信を学校全体で取り組まれ、保護者、地域に信頼される学校づくりに努めていることが伺えた。

小・中学校との連携をはじめ、地域づくりの参画など、今後とも教育活動、地域活動などに大いに期待をする。

委員会開催日、5月29日、調査事項、調査第2号奈井江町職員の業務体制と定員管理について。担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望としては、町職員の業務体制では、一般職の事務職員において50歳以上の職員構成比が50%、30歳から50歳未満の職員構成比が約30%であることが報告された。

近年、退職者補充等による新規採用によって30歳以下の職員数が増えてきており、今後においても年齢構成のバランスを考慮した採用計画について配慮願いたい。

また、人口減少に伴い、人口1,000人当たりの職員数の微増が見られるが、本年度策定する定員管理計画に当たっては、将来的に職員の負担が増すことのないよう十分検討されたい。

議会開催日、5月29日、調査事項、調査第3号地域おこし協力隊の現状について。担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。説明員、調査内容については、記載のとおりです。

意見・要望としては、町の地域おこし協力隊の状況では、平成27年度に設置要綱の設定以来、実人数23名、延べ50名が着任し、これまでの取組や現状について報告された。

本年度5年目を迎える公設塾では、中学生向けの塾が開設され、これまで取り組まれてきた小学生からの継続した学びのサポートと併せ、将来を見据えた目標を持った学びへのシフトチェンジの場として大いに期待できる。

今後も協力隊員のやる気や知識、経験を生かしながら、町が抱えているまちづくりの課題解決や地域おこしにつながる魅力ある活動を設定し、双方にメリットのある採用、募集を行うとともに、協力隊員の退任後の定住促進にも努めていただきたい。

以上、報告を終わります。

●議長

ご苦労さまでした。

---

**(広報常任委員会)**

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。  
広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

それでは、広報常任委員会よりご報告いたします。  
委員会開催日、3月17日、4月9日、4月17日、4月24日の計4回の委員会を開催し、議会だより第39号の編集と校正について検討し、5月15日には議会だより第39号を発行いたしました。  
以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

---

**4. 例月出納定例検査報告**

(10時07分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、監査委員より特に説明がないとの申出がございますので、書面報告とさせていただきます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
以上で、議長諸般報告を終わります。

---

**日程第4 行政報告(町長、教育長)**  
**(一般行政報告)**

(10時08分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

それでは、令和7年の第1回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、企画財政課についてですが、3月8日に生涯活躍のまち事業の1つであり、現在、商工会と連携しながら進めている「しごとチャレンジプロジェクト」において、奈井江町「ずどーん」とチャレンジコンテストが初めて開催されました。

奈井江町の資源を活用した人のつながりや新しい商いをもたらすアイデアの募集を行う事業であります。当日は、町内外26組の応募の中から最終審査会に残った12組の方にそれぞれ多彩で熱いプレゼンをしていただいたほか、参加者との交流会も行われ、とても有意義に終えることができました。

提案いただいたアイデアの中には、実現の可能性の高い提案や提案いただいた方々がつながり合って事業展開できるのではと期待感も持てる企画となりました。

既に提案された事業の実施に向けて商工会とも連携し進めているところですが、シャッターが一軒でも多く上がるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、5月15日には、北海道科学大学と包括連携協定を締結しております。

本連携協定においては、地域社会の発展と人材育成及び学術の振興などを目的に協定を締結したところであります。

本町にとって、大学の持っている専門的な知見と実践力を活用して地域課題の解決や新たな価値の創出などに大きく寄与できるものと確信しているほか、大学にとっても学生の皆さんに奈井江町というリアルなフィールドで学びを深め、未来の専門職として、また地域を支える一員として人材育成にも寄与するものと考えております。

まずは教授陣の派遣など、一つ一つできることからとはなりますが、大学とも調整しながら連携をより深めてまいりたいと考えております。

次に、産業観光課関係です。

4月25日、北海道電力株式会社と包括連携協定を締結しております。

本協定は、脱炭素社会の実現と地域の活性化を目的とした協定となっておりますが、北海道電力とは奈井江発電所の立地以来、60年以上にわたり深い絆と信頼関係を築きながら地域の発展に向けて共に歩んできたところであります。

本協定を機に奈井江町としても新たなステージに向けて一步を踏み出し、北海道電力が有する様々な情報や知見の提供をいただきながら、地域の課題解決やさらなる魅力の創出など、緊密な相互連携と共同により様々な分野で共に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、記載にはございませんが、5月14日、道の駅ハウスヤルビ奈井江が国土交通省から防災道の駅に選定されました。

今後、広域防災拠点としての役割を果たすため、国からハード、ソフト両面の支援を受けながら、必要な機能、施設を整備してまいります。

5月18日には、住友電工本社幹部の方々が参加する中で、北海道住電精密、北海道電機が主催の芝桜まつりに出席をさせていただきました。

当日は、大きな天候の崩れもなく、町内外から多くの方が訪れ、恒例のイベントとして多くの方々が楽しまれておりました。

両企業は、奈井江町のみならず、中空知を支える企業として地域経済の発展に寄与いただいているほか、まちづくりにおいてもその一翼を担っていただいております、改めて感謝を申し上げますところであります。

今後におきましても、関係団体や立地企業をはじめ、町民の皆さんとともに協働のまちづくりがより広がるよう努めてまいります。

最後に、教育委員会関係ですけれども、6月2日、実行委員会主催による新社会人激励コンサートに出席をいたしました。

今年の新社会人は、昨年と同じ29人と人手不足と言われる昨今において町外出身者も多く就職され、企業としての魅力や確固たる実績、地域貢献の取組など、企業の皆様の努力のたまものと改めて感じております。

本町としても、来年度以降もより多くの新社会人の笑顔に出会えるよう、奈井江町に行きたい、住みたい、働きたいと思ってもらえるよう、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

---

## (教育行政報告)

### ●議長

教育長。

(教育長 登壇)

### ●教育長

おはようございます。

第1回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。

3月27日、北海道教育委員会が奈井江中学校長に対し、単身赴任手当の不正受給に関わる停職3か月の懲戒処分を行ったところであります。

町教育委員会では、教育委員と、また教育委員に引き続き奈井江中学校のPTA会長や同窓会長、そして町PTA連合会長らと本件に関わる対応、中学生の保護者に対する処分内容や後任人事に関わる周知等々について協議を行いまして、可及的速やかな対応を行ってきたところでございます。

4月1日、教職員辞令交付式を行い、教頭から校長に昇任をした平井数矢奈井江中学校長、新たに赴任をした奈井江小学校の野村智久校長、また、奈井江中学校の今野道展教頭ほか17名の教職員に辞令交付を行ったところであります。

4月7日、奈井江小・中学校において、始業式と入学式が開催をされております。

今年度の新入学者数は、奈井江小学校、奈井江中学校ともに28名、全校生徒数は奈井江小学校が178名、奈井江中学校が89名となったところであります。

翌8日には、奈井江商業高等学校でも入学式が行われ、新入生8名が入学をしております。今年度は3年生の在籍がないため、1、2年生による全校生徒数が16名となったところであります。

5月1日と、少し飛びますが6月1日付で公設塾ななかまの講師を1名ずつ採用し、5名体制を図ったところであります。

6月10日をご覧ください。

今年度、第1回目となる文化ホール事業運営委員会を開催しております。

一昨年コンチェルトホール30周年を経て、昨年度より多様な意見交換を重ねてきております。今年度、第1回目の運営委員会でも第7期まちづくり計画に掲げた交流人口の増を図るためのコンサートプラン、持続可能な運営を行っていくために少しでも稼げるホールになっていくこと、一方で、町民還元をどのような形で行っていくかなどについて議論を行ってきたところであります。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

---

日程第5 町政一般質問（通告順）

（10時16分）

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。

なお、質問は、再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

---

（1. 2番星議員の質問・答弁）

（10時17分）

●議長

2番星議員。

（2番 登壇）

● 2番

2番星厚早です。

それでは、通告に従い、私からは大綱1点、町内循環バスの利便性の推進に関して質問をしたいと思います。

地域公共交通の充実として持続可能な交通体系を確立していくため、町民の皆さんにとってより分かりやすく、使いやすい生活の足となるよう路線等のアップデートを行うとともに、より多くの皆さんに地域公共交通を利用していただくための取組を進めてまいりますと令和7年度町政執行方針の中でありました。

町民アンケートによる町民の声、さらには奈井江町地域公共交通会議の開催、議会懇談会の参加者による意見、要望等を踏まえ、定期的な実証実験の総合的な判断を経て、いよいよ10月の新交通システムの運用が始まろうとしています。町営バスの利用者にとって、大変、期待度が高まっていることと思われれます。

1つ目の質問ですが、以前、私が質問した町長の答弁の中では、多世代共生型交通システムは、調査会社の協力のもと、町に関係する交通事業者や町民の実態、現況などの地域特性や自治体先進事例の動向なども踏まえて、新たな地域公共交通の在り方についてまとめるもので、奈井江版生涯活躍のまちを実現するための構想の大きな1つであり、利便性を考慮してアップデートされた形で新交通システムが運用されると思いますが、その際の重要なポイントはどこかをお尋ねしたいと思います。

次に、奈井江町における公共交通は、中央バス、JR函館本線があり、浦臼、砂川を運行する浦臼町の町営バスも当町を経て運行しております。それなりに接続する形で町営バスも運行しており、主に通学や通院などを中心とした生活交通として利用されております。

しかし、町民の声として、浦臼町営バスが奈井江町に止まってくれるので、できることなら待ち時間の少ないダイヤの変更をお願いしたいという声や、町民が利用しやすいバス停の新設や移設など、今回、検討されていることと思われれますが、アップデートされた内容がまだ分からずに不安を抱えています。家の前のバス停がなくなると困りますとの声もあります。

2つ目の質問ですが、町営バスの利便性の向上を推進する意味でも、利用する町民のニーズに沿ったルートの見直しやダイヤ改正が考慮されているものになっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

●議長

答弁を求めます。

(10時21分)

町長。

(町長 登壇)

## ●町長

星議員からの町内循環バスの利便性の推進ということでのご質問であります。

まず、1点目の多世代共生型交通システムにより改善される重要なポイントはということですが、今ほど議員からもありましたけれども、令和4年度より検討を進めてきました子どもから高齢者まで誰もが便利で使いやすい新たな仕組みを構築する多世代共生型交通システムの基本構想が昨年9月に完成し、これは議員の皆さんにもご説明をさせていただいているところであります。

高齢化の進展によって今後も公共交通に対する需要は高まるものと想定をしておりますが、より多くの町民の皆様生活の足として気軽に利用していただくため、構想においては、町民の皆様の認知度を上げるための取組を推進していくことと併せて、中心部分の循環をシンプルにすること、さらに自由降車区間を拡大するなど、利便性の向上を図るために路線の見直しを行う内容となっております。

中心部の循環について、現在の路線では市街地循環線と向ヶ丘線の路線が一部重複して、かつ方向が双方向になっているなど、バスを利用していない人にとっては複雑で分かりにくい路線となっております。

この見直しにおいて、中心部の循環ルートをシンプルにした上で、従来の1乗車200円の料金設定に加えて、新たに1日間乗り放題となる1日乗車券を300円で発行することを考えており、乗り継ぎを自由に行うことを可能とすることで新たな利用者の需要創出、利用者の負担軽減を図っていくこととしております。

また、町営バスの車両に関しても既に10年以上経過しておりますので、本年度中に新たな車両が納車される予定であることから、奈井江町のキャッチフレーズでもあります「ずどーん」のペイントを行うなど、視認性、見て分かりやすくという意味ですが、また親しみやすい町営バスとなるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

2点目、町営バスの循環ルートやダイヤの改正についてということです。

向ヶ丘線については、これまで東町など市街地の一部を巡回していたルートを見直して、14号東線から町立病院と役場前だけを経由して、最短で交流プラザみなクルまで戻る路線に変更をいたしました。

その上で、南町と北町に運行しておりました市街地循環線に新たに東町ルートとして宮村団地や寿団地、さらには体育館やパークゴルフ場など細かく走行するルートを追加設定し、3方向に市街地循環線を運行する形に見直しをすることで、従来よりもシンプルで分かりやすい仕組みに変更をする予定であります。

また、運行時間の設定については、利用者の皆様からいただいた意見を参考にしながら、他の公共交通機関への乗り継ぎも考慮した設定としており、本年10月1日からの運行開始を予定しております。

今後においても、町民の皆さんの参加と協力をいただきながら、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい移動手段の提供と利便性の向上を目指して進めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

●議長 (10時25分)  
星議員。

●2番  
年々、高齢化による運転免許の返納をされる方がだんだんと増加傾向にあります。その中で、やはり公共交通の必要性が非常に高まってきていると思います。今後も町営バスの利便性の向上に向けた取組が加速度的に進むことを期待するところであります。  
ここで要望でございますが、地域公共交通会議等やワーキンググループ等で検討されている内容をできるだけ、今以上に分かりやすく町民に報告していただきたいと思いますので、再度、町長にお尋ねしたいと思います。

●議長 (10時26分)  
町長。

●町長  
2回目のご質問ですけれど、多世代共生型交通システムの基本構想を策定するに当たって、町民へのアンケートを行うなど意見聴取をしてつくり上げてきたものでありまして、これから先、そういうワーキングチームだとかを起こして、このことについて再度検討するというのではなくて、それに基づいて今回できたということでありまして、それをベースとして、先日、地域公共交通会議を開催させていただきました。  
その中で、皆さんからのご賛同をいただき、先ほど申し上げたような形で運行を開始する予定になっております。その運行の経路とか中身については丁寧に説明をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長 (10時26分)  
星議員。

●2番  
子どもから高齢者まで誰もが使いやすい交通システムが目指されることをさらに期待しながら、質問を終わりたいと思います。

●議長  
以上で、星議員の一般質問を終わります。  
(10時26分)

---

(2. 5番石川議員の質問・答弁) (10時28分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

5番石川議員。

(5番 登壇)

●5番

私は、今回の一般質問で、地方創生・奈井江版生涯活躍のまちについて、町長に3問の質問をいたします。

地方創生は、地方の人口減少や経済の停滞といった深刻な問題に対応するため、2015年に第2次安倍内閣が地方創生元年を宣言したことから始まり、その背景には高度経済成長期における都市集中型の経済発展があり、策定の過程では、地域ごとの特性やニーズを考慮し地域住民や自治体と連携して具体的な施策が計画され、地域資源を活用した観光振興や農業の再生、ITを活用した新産業の創出など多岐にわたる取組が進められたとありました。

これが今まで行われている奈井江版地方創生の基本だと思いますが、国はこれまでの取組について、地方自らが主体的に考え行動する姿勢やステークホルダーが一体となった取組、国の制度面での後押しが不十分だった。

具体的には、若者、女性から見ていい仕事、魅力的な職場、人生を過ごす上での心地よさ、楽しさが地方に足りないなど、問題の根源に有効に届かなかった。また、人口減少がもたらす影響、課題に対する認識が十分に浸透しなかった。

人口減少を前提とした地域の担い手の育成、確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だった。産官学金労言の意見を聞くにとどまり、議論に至らず好事例が普遍化されないなどの検証や反省をしております。

1つ目の質問ですが、国はこのような検証や反省をしておりますが、これまでの地方創生・奈井江版生涯活躍のまち事業に対しての町長の所見や検証を伺います。

●議長

(10時30分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員のご質問にお答えをいたしますが、今、議員からご指摘がありましたとおり、今の地方創生の1期目の基本的な理念というものが10年前にあって、それに基づいて進められてきた中で、まさに産官学金というような形で思ったように進まなかったということ踏まえて、そのとき、そのときの政権の中で少しずつ修正的な形の取組があつて今に至っているのかなと思っております。

奈井江町においても、10年前にそのベースに基づいた計画を策定しましたがけれども、それ以降のいろんな、人口減少が基本的な根源的な課題だと思っておりますが、それに基づく社会情勢だとかいろんな課題を考えたときに、もう一度、地方創生に対する考え方、取組を整理しなければならないというふうに考えたところであり、私が町長に就任して、地方創生の奈井江版生涯活躍のまち事業という形で具体的な動きをしてみようということで今に至っているということでもあります。

今、申し上げましたとおり、誰もが躍動し、寄り添い集う全世代共奏のまちづくりの実現に向けて、令和4年度からスタートした奈井江版生涯活躍のまちな取組は、地域再生推進法人であります一般社団法人ないえ共奏ネットワークを中心に、各プロジェクトは着実に成果が出ているのかなというふうに感じています。

この施策は3つの柱により展開をしており、1つ目の柱は、誰もが活躍できる就労の創出と定住の促進であります。この柱の中心である「しごとコンビニ」事業は、高校生から80代の高齢者まで、まさに世代を超えて幅広い方々にご参加をいただき、先月末時点で134人の方に登録いただくとともに、活用事業者も令和6年度は35事業者と、登録者だけでなく活用事業者の広がりも見せております。

町内の人手不足と町民の多様な働き方のニーズを結びつけて、年齢にかかわらず就労機会の提供を通じて町民一人一人の活躍の場が広がり、町民生活や生きがいづくりに直結をしており、大きな成果が出てきているのかなと感じているところであります。

また、転入後、間もない方の仕事の確保でありますとか、リタイアした方が再び働くことに対する意欲の増進、仕事を通じた町民同士のつながりはコミュニティづくりにも大きく貢献しており、こうした地域住民とのつながりは地域包括ケアシステムの理念とも連動して、特に互助の意識を醸成する取組としても大きな役割を担っており、この事業が多岐にわたり良い影響を与えていると感じております。

2つ目の柱は、誰もが健康で、安心して暮らせるまちづくり。多世代のニーズに合わせた健康づくりを進めるために体育館と保健センターで実施したトレーニング機器の整備によって、両施設ともに利用者が増え、さらには地域おこし協力隊を中心に町内各所で行われているコンディショニング事業には、昨年度684回、延べ4,585人の方に参加いただいております。事業開始当初の令和5年度と比較すると570回、3,646人の増となっているほか、健康運動フロア事業の参加者も令和6年度では前年度と比較して1,656人が増加しており、町民の健康意識の醸成にもつながっていると感じています。

コンディショニングの参加者からは、体の調子が良くなった、運動が好きになったという声もいただいております。介護認定率は増加傾向から横ばいとなるなどの変化も見られているのかなと、これは具体的に立証するものではありませんけれども、そんな感覚を持っております。

特に、75歳以上では減少となっていて、介護予防や健康寿命の延伸など、安心して暮らし続けるための基盤づくりが進んでいると手応えを感じています。

3つ目の地域資源を活かしたまちづくりでありますけれども、地方創生を力強く進め

る上では、それぞれの地域が持つ固有の資源に視点を当てて、その価値をさらに磨き上げることが極めて重要であると考えています。

これは、先ほど冒頭に議員からもあった地域の魅力ということにもつながるのかと思いますが、まちじゅう音楽の取組では、町のシンボリック施設であります文化ホールを中心に、音楽の持つ力を生かして新たな人づくりや居場所づくりを進める。まさに本事業の象徴的な取組で、コンサートやワークショップなど3年間で20以上の事業が開催されているなど、その成果が徐々に現れており、コンチェルトホールの利用も令和5年度、153回、7,499人から、令和6年度では62回、516人増の215回、8,015人となっております。コロナ禍と比べましても増えているということであります。

また、町のキャッチフレーズ「ずどーん」を通して、日本一の直線道路や広がる田園風景、雄大な樺戸連山の山並みをイメージしたことで、自慢のゆめぴりかの産地をよりイメージさせることや、文化ホールやゆめぴりかなどの本町固有の地域資源の認知度やイメージ向上にも大きく貢献するとともに、町民自身がすばらしい資源に恵まれた町であることを再認識するきっかけや関係人口づくりにもつながったと感じております。

これらの成果を踏まえ、今後ともこれら3つの柱をさらに強固なものとなるよう、各プロジェクトの深化と関係機関との連携強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

奈井江版生涯活躍のまちの取組は、点から線へ、そして線から面へと着実に広がりとし深まりを見せており、さらに大きく育ててまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時38分)

石川議員。

●5番

ただいまの詳しい説明とご答弁ありがとうございます。

私が今、考えているのは、町長の今の、確かに最初の地方創生1.0と言わせてもらいますが、安倍さんがおっしゃっていた、構想されたことは、ある意味、忠実に守られて、進捗状況も今、説明をいただいたと理解をしております。

また、ここで地方創生2.0というものも始まるんですが、今までの町長としての奈井江町の事業の達成率というのは何%ぐらいであるかと押さえられているか。もしよろしければご答弁いただきたいということと、私は今回、検証の方法そのものについて確認をしたいと思ってこの質問を出させてもらいました。

国では、10年前にまち・ひと・しごと創生法ができた時点から、政策についてはPDCAを確立して、より透明性を持った行政評価が必要であると言ってきております。

しかし、私自身としては、まちづくり常任委員会の所管事務調査や1月14日に行われた特別委員会においても、具体的な点検や評価が今一つ見えませんでした。

戦略策定と実行推進がなければもちろん事業は始まりませんが、次へとつながる点検、評価と改善がなされなければ、それがフィードバックされずに持続可能な事業の実現は難しいと思います。全くやっていないというわけではなくて、私としてはちょっと見えなかったということです。

第3期奈井江町まち・ひと・しごとの総合戦略の最終21ページには、推進計画にはPDCAについて記載されております。

先ほど申し上げたステークホルダーである町民に事業のPDCA、特に評価と改善を分かりやすく示し意見を求めなければならないと思いますが、その辺についていかがですか。

●議長  
町長。

(10時41分)

●町長

今の石川議員のご質問に対して、恐らく明確な回答にはならないかと思いますが、これは次の質問でも出てくる地方創生2.0についての政策の5本柱だとか、その中でも、逆に言うとそういうことが求められてきていることだろうとは思いますが、達成率がどうかということに関して言えば、その都度、議会でもお話をさせていただいているとおり、今、4年目を迎えて、成果というような形になるのかどうか分かりませんが、数字的にお示しをいたしました。

ただ、そのことがどこまで町民の皆さんが自分事として、自分がそのこの主役であるという認識に立って、自分がこれからそこを担っていくというところまで伝わっているかということになりますと、まだ正直なところ、そこまで行っていないのかなと。

この生涯活躍のまちというのは、今いろんな仕掛けをさせていただいて、今日それこそ傍聴にも来ていただいていますけれども、彼らがいろんな仕掛けをし、町の魅力を自ら発見し、それをいろんな形で表にしていこうとすることで、まさにそこに奈井江の町民が生涯活躍できるまちづくりをスタートさせているわけです。

そのときに、そういうことで、今、そのための仕掛けとしていろんなイベントだとか事業があって、これがどう広がっていったらいい、最初に申し上げたとおり、そこに町民の人たちが自分事として参加してプレーヤーとなっていくというようなことが、私としては最終的な願いとするところでもありますので、そういう意味で達成率ということになれば、何パーセントということにはならないと思っていますし、PDCAをやりながら点検、評価は間違いなくそうなんです、今回の2.0にも出てくるこの5本柱、実は私自身、これがいいのかどうかというのはちょっと首を捻っているところがありまして、まちづくりがその数値目標だけでずっとやってきたこと自体が今の現状をつくってきたのではないかという思いも実はあります。

これは何回も申し上げているところですが、本当にそれぞれの自治体が自分たちのまちづくりを繰り返し繰り返し、もがきながらつくり上げなければならない時代に

なってきた。

数値化して目標を定めて、それに向かっていった結果が駄目だとは言いませんけれども、これまでの政治政策だったとして、それが間違っただけではないんですけれども、今それが一定の限界が見えてきて新しい地域づくりを求められているとしたら、そういう意味で、もう一度、それこそ自分たちが点検し、点検は常にやらなければなりませんけれども、恐らく、自分たちが何を課題として、一つ一つ越えていくということしかないのかなというふうに思っていますので、冒頭に申し上げたとおり石川議員の質問の答えにはなりませんけれども、私はそれをみんなが共有していかなければいけないのかなと思っています。

隣のまねをしてやれるまちづくりはきっと終わったんだと思っていますので、一つずつ探していきたいというのが私の所見であります。

●議長

(10時45分)

石川議員。

●5番

まず、私も同じ認識がありまして、やはり一番大切なのは奈井江町の町民のご理解、どれだけ理解が得られるか、それに対してはやっぱり小まめな情報発信と明確な目標設定が必要ではないかと思っております。

次の質問にも関わりますので、次の質問に移らせていただきます。

昨年の12月に石破内閣が従来の地方創生から脱却し地域が自立的に成長戦略を描くための新たな枠組みとして地方創生2.0の5つの基本方針を示し、6月3日に調整中としながら基本構想案を出し、今後の進め方について、地方に対して早期に着手し地域の多様なステークホルダーとともに地方版総合戦略の見直しが必要であるとしております。

市町村の役割としては、現場で中心的に担う主体として関係者を巻き込んで取組を推進すること、地域の特性に応じて維持すべき機能の高度化、他地域との比較や好事例を学び活用するとともに、人材育成にも積極的に取り組むこととなっております。

また、先週6月13日には基本構想を閣議決定し、今後10年について人口減を正面から受け止めた上で、経済成長し社会を機能させる適応策を講じるとしました。

町長は、皆さんご存じだと思いますが、3月の議会の町政執行方針において、この10年の状況を基に地方創生2.0の必要性を日々実感していると述べており、同調しながらまちづくり計画を推進すると言っております。1つ目の質問の答弁にもこの具体的な答弁はいただいております。

国は、地方は早期に戦略の見直しが必要であるとしております。2つ目の質問は、今年3月に出された第3期奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、地方創生2.0の基本構想に沿った見直しをするのかを伺います。

●議長

(10時48分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

まず、地方創生2.0の基本構想に沿った第3期総合戦略の見直しということについて申し上げたいと思います。

今ほど議員からもありましたとおり、国は6月13日、地方創生の実現に向けて、今後10年間に重点的に取り組む目標や施策を盛り込んだ地方創生2.0基本構想を取りまとめ、閣議決定されました。

その中で、市町村の役割は、関係者を巻き込んだ取組の推進や維持すべき機能の高度化、他地域との比較や好事例を活用し、人材育成にも積極的に取り組むこととされている。今、議員がおっしゃったとおりであります。

その政策の5本柱として、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生、人や企業の地方分散、新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用、広域リージョン連携が示されたところであります。

新たな国の基本構想では、現在、本町で取り組んでいる全世代・全員活躍型の生涯活躍のまち2.0の展開や地方公共団体と企業や大学などの多様な主体との広域的な連携が位置づけられており、地域再生計画の期間中であります令和8年度までは生涯活躍のまちに掲げる事業を安定的に推進できるよう、優先して取り組んでまいりたいと考えております。

行政報告で申し上げましたとおり、いろんな形での地域大学でありますとか、企業との包括連携協定をはじめとしたいろんな連携は、この地方創生2.0の基本構想に沿ったものでもあるというふうに認識もしていますし、そういうことを生かしていかなければならないのかなと思っていますところでもあります。

人口減少が取り巻くこれまでの状況を踏まえて、今までの目標は人口減少をどう抑えるかということが数値目標として、まさに1回目の質問で議員がおっしゃられたような形で出てきたんですけれども、それが現実にそぐわないということを国としても認識をした上で、ではこれからの地域はどうあるべきかということが、今、改めて提起されている状態だと思っています。

それをもって、これは岩手県で震災の後に生まれてきた考え方ですけれども、ふるさと住民登録というような形のものが提言をされ、今、石川県でも実用化されようとしていて、この閣議の中でも議論されたというふうに思っていますが、そういう形のものに変わってきている。先ほど申し上げた数値目標が変わってきているんですね。

それは、基本的なこの柱は私も賛同できますし、そのとおりだと思いますけれども、結局のところ、それぞれの町がそれぞれ新しいまちづくりに向かって探してください、頑張ってくださいということを言っているんだと思っています。

そういう意味も含めてですが、生涯活躍のまちの取組に係る地域再生計画は今年度を含めて残り2年となっています。その先も見据えて、現在の取組のバージョンアップがありますとか新たな施策など、国の基本構想と当町の事業課題等を照らし合わせながら新たな地域再生計画の作成も視野に入れて、財源確保にも努めながら幅広く施策の検討をしてみたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時52分)

石川議員。

●5番

今のご答弁は、私も理解するところ、それから共感するところはございます。その上で、あえて再質問という形で問わせていただきますが、12月に石破総理が意気込みを持ってこの案を発表されたというか、提案されたというか、今ほど町長もおっしゃいましたが、この中の5つの基本方針とか3つの政策を見る限り、私としては過去10年の延長のようにも確かに思えるんです。

基本方針の中でも、私自身、やっぱりちょっとこれはおかしいなという部分もありました。ただ、この地方創生2.0の予算規模は倍増になっているんですよ。町が考えなければならない新しいメニューの幅も増えております。

確かに、過去の反省を生かしながらスピード感を持って見直しを行わなければならないと、もちろん今までの事業の予算規模拡大も含めて行わないと思いますが、その辺はいかがですか。

●議長

(10時54分)

町長。

●町長

まさに議員のおっしゃるとおりです。予算規模が2倍になって、恐らくもっと逆に増えていくのかなというふうに思っているんですが、過去の地方創生1.0という言い方があるかどうか分かりませんが、そのときと比べて地方創生として国が支援する対象が非常に増えています。

ウイングが広がって、各省庁全てと言っていいぐらい広がっていて、本当に私たちの生活を支える介護だとか、医療にも使えるような道を探そうとしているということも事実でありますし、先ほど星議員からの質問にありましたけれども地域公共交通だとか、いろんな形のところにこの地方創生という考え方を実験的に取り組んでいくんだったら、実験的という言葉はちょっと不適切かもしれませんが、地域の実態に合わせて意欲的に取り組んでいくんだったら、その支援をしますよというのがこの2.0の財源だと思っていますから、まさにそこら辺をしっかりと見極めて活用できるものを活用させ

ていただき、そのことによって、今やっている奈井江町の仕組みが少しでもバージョンアップできれば一番いいのかなというふうに思っています。そんな意味でいろんなことに研究させていただきたいと思っています。

●議長

(10時55分)

石川議員。

●5番

それでは、3つ目の質問に移ります。

一般社団法人共奏ネットワークについての質問をいたします。

昨年11月に議会まちづくり常任委員会と一般社団法人共奏ネットワークで生涯活躍のまち事業の勉強会を行いました。

役場からは、井上課長、田宮政策推進係長、共奏ネットワークからは小澤事務局長の出席をいただき、オブザーバーとして地域活性化起業人の小林さんと川畑さんにも同席をいただきました。

3つ目の質問をいたしますが、共奏ネットワークの役員と職員の構成は、このときの資料で出された昨年8月の時点で社員、これは役員なのですが、副町長と井上課長、職員は法人採用職員2名、企業派遣職員3名、町職員は会計年度任用職員と地域おこし協力隊を含めて60名でした。現在の役職員の構成と将来の計画について伺います。

●議長

(10時56分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

一般社団法人共奏ネットワークの役員、職員の現況ということであります。

共奏ネットワークの役員と職員の現況と、将来までちょっと質問にあったかどうかはあれですが、見直しを含めてちょっと答えさせていただきますが、共奏ネットワークの事業につきましては、生涯活躍のまちの構想のもとに新たな事業に加えて、町が従来より取り組んできた既存事業についても国の推進交付金を活用しながら、まさにバージョンアップして一体的に進めているということであります。

このために、既存事業を担当する職員に加えて、組織横断的に構成するチームの職員にも併任発令を行って各種事業に取り組んでいるところでもあります。

現在の共奏ネットワークの体制といたしましては、社員、理事がそれぞれ2名、これは副町長及び企画財政課長が社員、理事を兼任しているほか、職員につきましては、共奏ネットワークの専任職員が4名、地域活性化起業人が4名、地域おこし協力隊が7名、そして町職員54名の合計69名で事業運営に当たっております。

特に、民間での勤務経験を持つ専任職員の採用や企業派遣職員の活用により新たな視

点や手法が加わり、共奏ネットワークの事業推進に大きく寄与しているところであり、組織全体により刺激と変化が生まれ、事業の質の向上にもつながっていると実感をしています。

生涯活躍のまちの事業は、これからますます共奏ネットワークの主体性が必要になってくるというふうに考えており、高齢化や人口減少が今後も想定される中で、町職員においてもまちづくりへの思いを様々な場面で実践できるよう、必要な範囲で併任や解除を行い、職員の自己実現を支えてまいりたいと考えているところでもあります。

また、社員や理事につきましては、今後の事業のさらなる展開、成熟の状況を踏まえながら、民間人材の登用についても柔軟に検討してまいりる時期が来るものと考えています。

いずれにいたしましても、事業の展開状況、職員の意向を的確に把握しつつ体制整備を進めて、共奏ネットワークが地域再生法人として町と一体となって、まさに車の両輪として持続的な発展を目指してまいりたいと考えているところでもあります。ご理解とご協力を重ねてお願いをして、答弁と代えさせていただきます。

●議長 (10時59分)

石川議員。

●5番

私も、共奏ネットは、現在も将来も地方創生それから奈井江版生涯活躍のまち事業の根幹をなす組織だと思っております。

ただ、私の要望としては、今後できるだけ早い時期に役職員ともに公務員ではない人たちを迎え入れながら、意思決定まで参加をしながら、多くの町民に理解をいただいて、奈井江町の課題の優先順位を考えながら事業を活性化する必要があるのではないかと思います。この辺についてが1つ。

それから、また役員の中には監査が置かれておりません。勉強会の資料には、令和4年度と5年度の事業報告、また収支決算は添付されておりましたが、事業や決算の監査はどのように行われているのかを伺いたいと思います。

●議長 (11時00分)

町長。

●町長

まず、できるだけ早く民間にということかと思いますが、この一般社団法人は、まさに行政の公社だとかということとまたちょっと違うんですけれども、行政の政策を具現化するものとして、国としてこういう形のものを認めてきているということだと思っています。

ですから、完全な民営化というのは私としてはなかなかちょっと違うのかなと思って

いまして、ただ、ご指摘のとおり、その中に民間の考え方というのが当然入ってこなければ活性化もしないだろうなというふうに思っています。

そういう意味で、先ほど答弁させていただいたように、もうちょっとボリュームが膨らむ形で体制になってほしいし、その中に民間の考え方が入ってこられるようなことを目指していきたいなというふうに思っています。

ただ、何回も申し上げますが、今現在、この共奏ネットワークの役割だとか生涯活躍のまちの事業そのものが、本当に町民の人たちにとって空気や水のような状況にまだなっておりませんから、それに向かって進める中でそんな形になっていくことが望ましいのかなと思っています。

監査を置くべきではないかということではありますが、これについても、今ほど申し上げたとおり、組織としてそこまで国から求められていないということもあってやっていますが、体制としては、決算も含めてですけれども役場の一般会計に準じた形でそれぞれしっかりと目を通していただいています。

そこに、まさに監査委員の皆さんの目が必要ではないかというご意見かと思っておりますので、これについてはいろんな形でちょっと勉強させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

●議長

(11時03分)

石川議員。

●5番

私も、この共奏ネットはもちろん一般社団法人ということで、極めて公共性が高く不採算部門を補いながら事業を行っている。そういう立場も理解しながらご質問させていただいております。

私が先ほど再質問で申し上げたことは、1つはやはり情報発信のテクニックもあるんではないかと思いますが、まずは役場職員の負担の軽減が1つ大きな要因でありまして、もう1つは町民から見て役場の下請けという形で共奏ネットがあってはならないと考えております。

それが監査にも通じることですが、監査をしっかり行いながら町民に報告することは大変重要なことだと思っております。より多くの町民の理解を得るためにもきめ細かい情報発信と厳格な監査を望みますが、再々質問です。いかがですか。

●議長

(11時04分)

町長。

●町長

まさに議員のおっしゃるとおりだと思います。ただというわけではないんですけども、本当にこの一般社団法人は、実は今、全国的ないろんなソフト事業と言っている

だと思えるんですけども、事業の推進に当たって政府の関係する周辺の団体の中で一般社団法人をつくっていろいろなことを進めている。国としてもそれをツールとして使いながら、周知活動であったり実践させたりしてということで始まったと言ってもいい時期だと思っています。

恐らく、この一般社団法人そのものの仕組みと申しますか、活用の仕方も含めてもうちょっと習熟してくるものだと思いますし、それらを見極めながらしっかりと対応していきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。

ここで、この時計で15分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時05分)

---

(3. 1番根岸議員の質問・答弁)

(11時14分)

●議長

それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、根岸議員。

(1番 登壇)

●1番

1番根岸です。通告のとおり、大綱2点伺いたいと思います。

まずは1つ目に、奈井江町における防災の取組について質問いたします。

近年、地震、台風、集中豪雨など、全国各地で自然災害が発生しており、防災減災の重要性はますます高まっております。特に、今後30年以内に70%から80%の確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震については、北海道も決して無関係ではなく、物流の停滞や燃料、食料の不足といった間接的な被害が懸念されております。奈井江町のような内陸の自治体でも、深刻な影響を受ける可能性は否定できません。

また、気候変動の影響によって極端な気象現象が頻発し、集中豪雨のリスクも高まっています。2021年11月に北海道気木古内町で観測された短時間集中豪雨は、国内でも史上最大規模であり、奈井江町でも決して人ごとではございません。さらに、奈井江町は豪雪地帯でもあるため、冬季の孤立リスクも常に想定しておく必要があると考えられます。

自分ごととなりますが、今年の3月末に東北、熊本、能登と、過去の大規模災害の被災地を視察してきました。中でも能登では、地震発生から1年以上たった今でも倒壊し

た家屋がそのままだったり、傾いた電柱、通行不能な道路が残り、仮設住宅での避難生活が長期化しております。復旧にはまだ時間がかかること、そして、元どおりの生活がかなわない現実もあるのではないかと痛感いたしました。

能登半島地震においては、4月末のデータとなりますが、建物の倒壊などによる直接死が228人だったのに対し、避難生活の疲労、ストレスによる災害関連死、QOLの低下もごさいますように、342人と直接死に対して1.5倍に上っております。命を守るという意味では、発災後の生活支援の重要性がより問われております。

奈井江町は福祉の町として、高齢者の方や障害のある方を含め、全ての町民の命と生活を守る責任もあります。能登のような災害が万一奈井江町で起きた場合、どのような備えがなされているのか、改めて確認させていただきたいと思っております。

そこで、次の3点について伺います。

1点は、奈井江町における防災の取組について、どのような対策を進めているのか、また情報発信などの体制、物資の更新のスケジュール等ございましたらお伺いしたいと思っております。

2点目は、指定緊急避難所及び指定避難所の整備状況について、バリアフリー対応だったり、非常電源、備蓄など、また収容人数等につきましてお伺いできればと思っております。

3点目、新たに今回整備された防災倉庫の機能と運用状況について、具体的にどのような資機材が配置されるのか、予定されているのか、災害時にどのような機能があるのか、そちらをお伺いしたいと思っております。

●議長

(11時18分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

根岸議員のご質問にお答えをしてみたいと思っております。

能登での地震が起きたときという前提は、申し訳ありませんけれども、それに対する答えはちょっとならないかと思っておりますので、奈井江町の取組をご説明させていただきたいと思っております。

当町においては、平成30年の胆振東部地震による停電がありましたけれども、天候などにも恵まれ、幸いにも長期間にわたる豪雨災害などは発生していないという状況となっており、そういう状況にありますけれども、今、議員のご指摘のとおり、災害はいつどこで起きるか分からないと、それを前提にいろいろな考え方を整理していく必要があるのかなと思っております。

自然災害の発生自体を防ぐことについては難しいことでもありますし、大切なのは災害の被害を最小限に防止することであると認識をしております。そのためには、最新の気

象情報の確認と日頃からの備えを大切にして、防災関係機関と地域住民とがいざというときの対策を共有しておくということが重要であり、災害情報の配信システムの運用、地域を対象にした避難所の開設、運営、訓練、地域防災セミナーなどを開催しているほか、5年に一度の総合防災訓練も実施しているところであります。

教育機関においても、防災ガイドマップの学習でありますとか、防災資機材を使用した防災訓練などに毎年度取り組んでいただいているところであります。また、防災資機材のプライベートルームや多目的簡易ベッド、自動ラップ式トイレなど避難所に必要な防災資機材は、既に必要数の整備を完了しております。この必要数というのは、奈井江町の防災計画に基づくという意味で、ご理解いただきたいと思っておりますけれども、アルファ米でありますとか、お粥、飲料水等の災害備蓄品については、5年の保存期間がありますので、計画的な更新を実施しており、賞味期限が近いものについては、防災訓練などで町民や生徒さんなどに、試食や自宅に持って帰ってもらうなどして、防災意識を高めるために利用しております。

本年度は、町民に対して迅速かつ確実に防災情報を伝達する仕組みを構築するために、防災行政無線整備事業を、今、行っているところであり、市街地への屋外スピーカーの設置でありますとか、公共施設等の放送設備を活用した情報伝達の仕組みを構築するほか、これまで行っておりました登録制のメールや固定電話、ファクス、LINEでの情報配信の仕組みに加えて、新たに防災アプリを導入することにより、これまで以上に防災情報を確実に伝えられる環境を構築していきます。

2点目の緊急避難場所、指定避難所の整備状況ということです。

当町の避難所につきましては、指定緊急避難場所として19か所、指定避難所として7か所、福祉避難所として1か所指定しております。災害発生時または発生する恐れがあるときに、一時的に避難する施設及び場所である指定緊急避難場所は、公共施設や各地区、会館など19施設、合計収容人数は8,310人となっております。

災害発生時または発生する恐れがあるときに、避難者を収容し短期間避難生活をするための指定避難場所は、公共施設7か所で、合計収容人数は1,790人となっております。高齢者等の要配慮者に対して、社会教育センターを福祉避難所に指定しており、収容人員は100人となっております。

これらの避難所などについては、災害時において全ての町民が避難することは想定しておりません。発生する災害の種類や規模により、避難の対象となる人数や地域は変わるものと想定しておりますし、災害の状況確認を適切に行いながら、避難対象地区の選定でありますとか、避難所として指定する施設について、臨機応変に町として発信していくこととなりますが、その際は防災協力員であります連合区長の方々や関係機関にも協力を求めていくこととなります。

また、避難時の行動として、町が指定する避難所に行くことだけが避難することではないということについて、ご承知のことと思っておりますけれども、安全な親戚、知人宅へ避難することや、外に出ることが危険な場合は住宅内での垂直避難なども選択肢としてあることから、発生し得る災害に対し、普段からどう行動するかと決めておくということ

が大切だというふうに考えているところであります。

3点目の、新築された防災倉庫の整備状況については、令和6年5月に役場の新庁舎が完成して、本年3月に隣接する敷地に防災倉庫兼車庫棟が完成をいたしております。新防災倉庫への防災備蓄品の移動についてということです。防災倉庫が新しくなったから防災備品が増えるということではなく、まずは新防災倉庫への防災備蓄品の移動については、今後、作業を行う予定となっておりますが、新防災倉庫にはアルファ米や飲料水、おむつ、毛布、寝袋、救急箱、マスクなどを収納する予定をしており、現在の防災倉庫には、引き続き、発電機でありますとかストーブなどの防災資機材を収納する予定であります。

また、町内において大規模な水害が発生した場合については、高台にある体育館が避難所となることが想定されますが、その際、物資を運搬する道路の通行に支障が生じる可能性があるということから、本年度、体育館用地に防災備蓄庫の設置を行い、災害資機材等を分散して保管することにより、避難者をスムーズに受け入れる環境の整備も行ってまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、自然災害はいつ何時起こるか分からず、日頃からの備えと対応は欠かせない時代でありますので、これからも防災対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長

(11時26分)

根岸議員。

●1番

今ほど、奈井江町の防災の取組について、町長からお伺いいたしました。

今年度、防災無線の整備だったり、防災アプリを新規に導入されるということで、奈井江町としても防災に関して力を入れている現状をお伺いできたのが、すごくうれしいことですが、その中で指定緊急避難所、19か所あるということですが、こちら地震のときには、その19か所のうち8か所が、一応、使用不可ということで、恐らく旧耐震で地震に耐えられないという想定があるのではないかと思いますけれど、実際どの程度の地震が起こるかによって変わってくると思いますが、洪水の場合、19か所中6か所が別の箇所にとってもあります。万が一ですけれども、無いとは思いますが、地震と洪水が同時に起こった場合、19か所中14か所に避難ができないという可能性も考えられることと、先ほどの地震に関しての8か所ですけれども、そもそも建物の老朽化が進んでいる中で、今後5年、10年を見据えた上で、そちらの建て替えだったり、別の避難所を用意するスケジュールを考えていかないといけないのではないかと思いますけれど、そちらのほうを町長にお考えをお伺いしたいと思いません。

●議長

(11時27分)

町長。

●町長

根岸議員のご心配はよく分かるんですけども、私どもの防災計画の中で地震と災害が同時に発生するという点については、あり得るのかもしれませんが、それを想定した防災計画になっていないのは事実であります。これは否定もしませんし、ただそういう中で災害、例えば洪水にしても、内水による洪水というのが、西日本の洪水だとかのときもそうですけれど、最近の課題となっていますし、集中豪雨が増えることによって、今の石狩川についても、堤防の河川断面では駄目かもしれないというような議論がされています。

現実の話、今、国としてもそれら想定されるであろうことに対して、何年間かけて少しずつ対応していかざるを得ないということで、予算付けをし、事業を進めているというのが実態だと思っていますので、私どももこれまでそれぞれの時期にそれぞれに合った防災対策を進めてきたと思っています。今、求められることは100にはなりませんけれども、まさにまちづくり計画の中で、しっかり一つ一つのことを、皆さんとともに議論しながら進めていくことしかできないということだけお答えをしていきたいと思っています。

●議長

(11時29分)

根岸議員。

●1番

いつ何時、何があるか分からないのが災害で、奈井江町の状況も承知の上ではございますが、そこでちょっと再質問したいと思います。

先ほど防災アプリの件とおっしゃっていましたが、高齢者の方でスマートフォンを利用されていない方の対応等はどうお考えでしょうか。震災時等は広報車など洪水や地震による影響、建物倒壊だったり、道路の分断で回れなくエリアも想定される中で、防災無線の音声が届かない地域等はございますでしょうか。

また、仕事柄不動産業として、建物の仲介、売買仲介、賃貸仲介する場合に、重要事項説明というものを行わないといけないんですけども、ハザードマップを添付して、そのエリアはどこの避難所に避難すればいいのかというのを説明した上で、それを説明しないといけないんですけども、その中で最寄りの避難所が想定浸水地域になるんですけども、洪水の際はどうするんですかとお客様に聞かれるケースが多々あります。

洪水の可能性がある場合は、恐らくそういった防災アプリだったり無線とかで、洪水の場合は別の箇所に避難してくださいとおっしゃるのではないかと思うんですけども、あらかじめ変更箇所、洪水の場合は代替地をここにするといったような変更箇所をハザードマップに盛り込むことができないのか、近隣市町村ではそういった洪水の場合はこちらに、ここの町内の方はこちらに逃げてください。地震のときの倒壊した場合は、

こちらに代替地として逃げてくださいと書かれているハザードマップもあるんですけども、再々質問となりますが、この2点ほどお伺いしたいと思います。

●議長

(11時31分)

町長。

●町長

先ほどの答弁とも重なるかもしれませんが、今、私どもが防災のハザードマップを作成するに当たっても、奈井江町としての知見というものは実は残念ながら持ち合わせておらず、浸水域の設定だとかは、国の機関であったり北海道の機関であったりが作成したものを参考にさせていただき、指導を受けながら作成をさせていただいているのが実態であります。

そういう中で、現状私どもが想定し得る避難場所だとかを設定し、運営をさせていただくということでもありますので、まだまだアップデートできるような情報があれば、それこそ日々とは言わないにしても、その折々に更新していくことは努めていかなければならないと思っております。

先ほど、お年寄りでLINEなどが使えない人がいるのではないかということの指摘がございました。そのようなことも鑑みて、3年もたつと思いますけれども、固定電話だとか、ファクスですとかの登録をしてくださということで、再三にわたって周知をさせていただいておりますが、残念ながらやはりなかなかそれが全部に普及していないというのが実態でもあります。そのことは、正直なところ残念なこととして受け止めなければならないと思っております。

改めて、やはり先ほど来の答弁の中にもありますし、今、国が毎年のように私ども、災害時に災害避難だとかの対策を取る本部長は私でありますから、国として消防庁が、毎年度それこそウェブを使った個別の講義を3時間やっていただいたりするんですけども、そういう中でも一番大切なことは、それぞれの皆さんが、自分たちがどういときにどういう行動をするのか、自分たちで考えることが一番なんですよということに尽きるんですね。だから、このときにあのときにということは当然ですけど、それは申し訳ないけれども、やはり自分ごととして捉えていただけるように、私どもはそのことを少しずつでも周知する活動を続けることなのかなと思っております。

そういう意味で、先ほども申し上げましたいろいろな防災セミナーだとか、避難所の開設の訓練だとか、そういうことも一つ一つしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

さらには申し上げますと、道の駅が先ほどの一般行政報告でも防災道の駅としての指定を受けたという話をさせていただきました。今ほど申し上げたような災害は、奈井江町1つで完結できるものではありませんので、その防災道の駅に指定されたということは、奈井江町の防災のための道の駅の指定ではなくて、この周辺の防災活動の拠点として運用することを目的とした指定でありますから、まさに防災もこれからは広域防災の

中で、それぞれの市町が自分たちの果たす役割ということをしっかりと認識したことになるんだろうと思っています。

中空知広域市町村圏の中でも、そういうことで連携を取ってやっていこうという話も首長の中から出ていますので、まずは自分たちの中でやれることを一つ一つしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

●議長

( 1 1 時 3 5 分 )

根岸議員。

● 1 番

私自身も町民として、なお一層の防災意識の向上をしてみたいと思います。町しても国と、先ほどありました近隣自治体とも連携を取りながら、ぜひ防災計画のアップデートをしていただけたらと思います。能登半島の地震の被害を目の当たりにして、備えていたつもりでは通用しない現実を痛感いたしました。健康と福祉のまち奈井江として、誰一人取り残さない防災の在り方が求められています。災害時においても全ての町民が安心して避難し、命を守る体制の構築を強く願い、1つ目の質問を終わらせていただきます。

次にですが、ふるさと納税について質問いたします。

今年1月には、まちづくり常任委員会において、ふるさと納税の事務に関する所管事務調査を実施し、外部委託された中間処理業務の内製化を含めた対応状況を確認したところではありますが、それから半年が経過し、現時点での成果や今後の方向性について確認する時期と考え、以下3点について伺います。

1点目、現時点でのふるさと納税額と今年度の見込みについて。人口減少もあり、大幅な税収アップも見込めない中、ふるさと納税は重要なまちの自主財源となってきましたが、奈井江町においては、昨年から続く令和の米騒動とも呼ばれる米の価格高騰もあり、主力返礼品でもある米の需要が伸びたと伺っております。現在の寄附額の進捗状況は、昨年度に比べてどのような推移にあるのか、また令和7年度通年での見込み額はどの程度を想定しているのか、お聞かせください。

2点目、企業版ふるさと納税の実績と今後の展望について。企業版ふるさと納税は、町の地方創生推進交付金に加え、企業との共同による事業展開が可能となる制度であると理解しております。本町のような小規模自治体にとっても大きな可能性があると考えております。これまでに企業版ふるさと納税を活用した事業の実績があれば、その概要と成果をお伺いします。また、今後はどのような事業展開を想定し、どのような企業へ働きを行っていくか、予定がございましたらお伺いします。

3点目、ふるさと納税事務の中間処理業務の内製化による成果についてですが、令和7年度より、これまで外部委託していたふるさと納税に関わる業務を、内製化に切り替えたと伺っております。この内製化によって経費の削減効果がどの程度あったのか、また業務スピードや精度、出品事業者との連携などについて、どのような改善が見られた

のか、現時点での成果と課題についてありましたらお伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。  
休憩いたします。

(休憩)

( 1 1 時 3 7 分)

( 1 1 時 3 8 分)

●議長

会議を再開いたします。  
町長。

●町長

根岸議員の2点目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、ふるさと納税の理念ということ、改めて確認をしたいと思いますけれども、ふるさと納税は地方で生まれ育ち都会に出てきた方などが、ふるさとへの恩返しでありますとか、感謝の思いを、税制を通じてふるさとに貢献する仕組みというのが基本的な考えだと思っています。でありますので、今、多くの町がふるさと納税を自主財源として当て込んで予算を計上しているというのは、基本的には私としては望ましい自治の在り方ではないと思っているということだけ伝えておきたいと思っています。

ただし、納税された自治体が納税者の志に応えるために施策を向上させたり、納税者の地方行政への関心や参加意識を高めることなどなど、自治体と納税者がともに高め合うための制度としていかなければならないことだと思っていますから、そのことをしっかりと踏まえながら、奈井江町としても町のそういう意味での自主財源として、また返礼品を通じた地域経済の活性化、町のPRに大きく寄与するものとしての寄附額の拡大には努めていかなければならないのかなと思っています。

昨年度、米の需要の高まりを契機として2回目になりましたけれども、1億円を超えることができました。現在も全国的に米の需要というのが高まっている状況でありまして、やはり奈井江町としてはお米に左右されるところが大きいのですが、現時点のふるさと納税額は、5月末時点で182件、約920万円となっています。昨年同期と比較すると、61件、325万3,000円の増となっているところであります。

このような現状を踏まえた今年度の見込み額につきましては、米の受給量に制限があることや新米の価格設定などにも大きく左右されますので、現時点での見込みは非常に難しい状況にありますけれども、少なくとも昨年同様の額を目指すというよりも、到達できたらありがたいというふうに思っています。

次に、企業版ふるさと納税の実績と今後の展望ということでありますけれども、令和6年度の実績は、令和5年度と比較して5件、430万円増の8件、810万円となっ

ています。令和7年度においても、既に1件、10万円の寄附を受けているところであり  
ます。

企業版ふるさと納税におきましても、町の事業を資金面で応援してくれる大切な制度  
であると認識をしておりますし、地方創生のさらなる充実強化に向けて、制度期限も令  
和9年度まで延長されたということでもあります。これらも先ほど来の答弁の中にもあり  
ますけれども、やはり地方を元気づけるためのいろいろな施策の一環なのかなというふ  
うに思っているところであり、そういう意味での活用は目指すべきなんだろうと思っ  
ています。でありますから、寄附いただいたものについては、生涯活躍のまちの事業に充  
当させていただいているということでもあります。

近年、これから企業版ふるさと納税の企業をどうやって開拓するのかというようなご  
質問でありますけれども、残念ながら私どもが企業を訪問して、ふるさと納税してくだ  
さいというようなことにはなっておりません。なかなかそういう形でやれるだけの関係  
性のある企業さんを開拓するということは難しい状況にありますので、そうは言いなが  
ら、一般のふるさと納税と同じようなことだと思えるんですけども、自治体と企業をつ  
なぐ支援事業者のようなことを生業とする事業体もかなり増えてきているのが実態であ  
りまして、これは公に近い団体であったり、いろいろな団体がありますけれども、それ  
らの方たちが、生涯活躍のまちの事業など特色のある奈井江町が進めていることに対し  
て、関心を持って紹介をしてくれるというようなことに期待をしているところでもあり  
ます。

そういうことも含めて、それらの事業者に対するPRというのは変なんですけれども、  
それはやはり、いろんなまちづくりの情報が発信されていることで、それにつながって  
いくことだと思っておりますので、そんな形での展開をしていきたいということであり  
ます。

そして、最後に、共奏ネットワークが内製化することについての効果等ということであ  
ります。

本年から共奏ネットワークが、ふるさと納税の中間処理業者として、返礼品の発送依  
頼業務や、事業証明書の発送などを行っているところでもありますけれども、年度開始か  
らまだ2か月程度しか経過していないということであって、まだその効果については明  
確に申し上げることはできませんが、これを期待するものとしては、中間処理に係る手  
数料が10%、今までの事業所と比べて10%から5%に削減できる。また、しごとコ  
ンビニとの連携によって新たな仕事の創出、返礼品のPRに向けての写真の撮影や加工、  
事業証明書の発送作業等々をしごとコンビニのほうに委ねていきたいというふうに考  
えているということでもあります。そういうことでの効果があるのかなということであり  
ます。

また、手数料等の経費、そのことによって生まれる手数料等の経費削減から、寄附金  
の設定金額が当然のことながら抑制ができるだろうということであり、そのことをもっ  
て寄附件数の維持、拡大にもつながるだろうというようなことを期待しているところ  
でもあります。

いずれにしても、今後もそういう工夫を行いながら、返礼品や事業者の拡大にも努め、寄附額の増加に取り組んでまいりたいと考えているところでありますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

●議長

( 1 1 時 4 5 分 )

根岸議員。

● 1 番

今ほどふるさと納税について答弁いただいた中で、今年度が現在 1 8 2 件、9 2 0 万円ということで、昨年度末で確か 1 億円超えていたのではないかなと思ったんですけど、記憶の中では。令和 2 年度に日系トレンディの米のヒット甲子園で、新砂川産、特別栽培米ゆめぴりかが最優秀賞を受賞した際にも、初めて 1 億円超えたことや、今回の米の高騰の影響でふるさと納税 1 億円超えたということではありますが、現状で PR 活動に力を入れたら、コンスタントにこのくらいの金額がふるさと納税でいただけるのではないかと思うのですけれども、恐らくこれがもう既に、先ほど町長の答弁の中にもありました米の生産量だったり、奈井江町が出せる量も踏まえると、これがほぼほぼ、今の現在の奈井江町のふるさと納税の額の上限なんではないかと思うんですよね。

このふるさと納税が、今、1 億円強ぐらいになっているのかなと思いますけれど、これが 2 倍、3 倍、2 億、3 億円となっていくビジョンが、なかなか見えないような気がするんです。

既にある、今ある資源での勝負では難しくなっていて、返礼品のコンテンツそのものを増やしていかないといけないのではないかという段階に来ていると思うんですよね。例えば近隣だと、砂川市だと SHIRO、赤平市だと今だとエリエールなど、地元企業はふるさと納税を牽引しておりまして、企業誘致を視野に入れるとともに、地元企業とどう連携していくか、これは個人的な考えではあるんですけれども、例えば、地元特産品を使ったレトルトパウチだったり、缶詰、フリーズドライや急速冷凍など、食材を加工できて商品化できるような、そして生産者が共同で使えるような加工場があってもよいのではないかなと思います。

例えば、その際は、空き家、空き店舗を活用して、ふるさと納税、返礼品の加工場でもあってもいいのではないかと思います。生産された食材を持ち込んで、例えば共創ネットの皆様の中で加工を受注するというような、そういったような流れをつくっていくのも一つ必要なのかなと思います。

また、企業版ふるさと納税についてなんですけれども、今のところ直接企業にアプローチしていくことはないとおっしゃっていましたが、企業側で挙手制にはなるのですが、企業版ふるさと納税を受け付けている企業も多々あると思うんですよね。そういったようなところ、町の課題を解決するようなものに使う場合、採択を受けたら出るというところもありますので、そういった点、今後、町としてはどういった展開をお考えか、再質問になりますがお願いいたします。

●議長  
町長。

(11時48分)

●町長

私は冒頭申し上げたとおり、ふるさと納税の本質というのは違うと思っていますので、ふるさと納税を増やすためにということではなくて、ふるさと納税という仕組みが地域の中にどれだけ活性化を生むかという仕掛けだとかということは必要だなというふうに思っています。そういう意味では、議員も本当に力を入れていただいていますけれども、共奏ネットがシャッターを開けろとかというような事業を展開する中で、奈井江町で新たな企業が生まれるとかそういうことになったときに、その人たちがやはり逆に特産品となり得るものに関わっていただけて、それがふるさと納税の返礼品になっていくというような、そういう循環ではないのかなというふうに思っておりまして、求めるところは同じなのかもしれませんが、そのつくり方というか仕込み方というのは、ちょっと私としてはそれをつくって、そしてふるさと納税を増やすためにそれをつくってということとは、ちょっと私としては認識をしておりませんので、ただ繰り返しますけれども、いろんな生涯活躍のまちの事業の中で展開することで、今、議員がおっしゃっていただいたような、意欲的な起業家が来てくれたりということであればうれしいなと思っています。

今、例として上げていただいたエリエールさんですとか、SHIROさんですとか、まさに本当に、砂川でいえば堀製菓さんも含めて大きなものがありますけれども、残念ながら奈井江町はお米を主体として、今、返礼品に力を入れていますし、とは言いながら、本当に農家の方々が6次産業化していらっしゃるし、そのほかにもありますけれども、少しずつそういう形で自分たちなりに返礼品となるようなことができないかと言って、加工だとか手がけ始めてくれているのも事実でありますから、そのところは逆に何らかの形で応援しながら育てていければいいなと思っています。

そういうことも、共奏ネットワークの事業、生涯活躍のまちの事業の中で、今回、後ほど提案させていただきます中小企業の関係の条例も含めてタッグを組みながら、そんな形に導ければいいなと思っております。

●議長  
根岸議員。

(11時50分)

●1番

町長のおっしゃるとおり、私もふるさと納税の理念については、大変理解しているつもりではございますし、やはり公共性を重んじる自治体間に競争原理を持ち込むということは、いかがなものなのかも認識しております。

ただ、その中でも、やはり今のその仕組みを使った上で自主財源を確保していかないといけないというのは、現状、事実でありまして、もしそれが叶うのであれば、まだま

だ施策としてやれることが増えるのではないかという思いもあります。

その中で、財源の確保の面のみならず、やっぱり奈井江町の魅力や地元の特産品を全国に発信するという重要な手段でもありますし、制度の成熟とともに、町としての戦略性や主体性が一層問われる段階にあると感じております。

今後も寄附者のニーズを的確に捉えながら、事業者との連携強化や体制整備を通じて、より効果的、持続的な運用を図っていただくことを期待して、質問を終わらせていただきます。

●議長

以上で、根岸議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

( 1 1 時 5 1 分 )

---

日程第 6 報告第 1 号の上程・説明・質疑

( 1 1 時 5 1 分 )

●議長

日程第 6、報告第 1 号「令和 6 年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

改めまして、定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案者の 1 ページをお開きください。

報告第 1 号、令和 6 年度「奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」

令和 6 年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出、奈井江町長。

この計算書は、3 月定例会においてご決定をいただきました事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い報告をするものであり、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業 6 9 8 万 3, 0 0 0 円、地域防災緊急整備事業 2 7 0 万円、合計で 9 6 8 万 3, 0 0 0 円の繰越額であります。

財源内訳は、国道支出金 8 3 3 万 3, 0 0 0 円、一般財源 1 3 5 万円となっております。

以上、繰越計算書について報告いたしました。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

---

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時53分)

●議長

日程第7、報告第2号「令和6年度奈井江町下水道事業会計繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書2ページをお開きください。

報告第2号「令和6年度奈井江町下水道事業会計予算繰越計算書について」

令和6年度奈井江町下水道事業会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法施行令の規定により報告する。

令和7年6月18日提出、奈井江町長。

この計算書は、本町が建設費の一部を負担する北海道の事業について、完成が翌年度になったことから、909万7,823円を翌年度繰越額として報告するものであります。

財源内訳は、企業債760万円、損益勘定留保資金149万7,823円となっております。

以上、繰越計算書について報告いたしました。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みと致します。

---

日程第8 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時55分)

●議長

日程第8、議案第5号「奈井江町中小・小規模企業振興基本条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の33ページをお開きください。

議案第5号「奈井江町中小・小規模企業振興基本条例」

令和7年6月18日提出、奈井江町長。

本案につきましては、中小企業等が本町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関して基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の発展及び町民生活の向上を図るため、本条例を制定するものであります。

詳細については担当参事に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

産業観光課参事。

●産業観光課参事

改めまして、第2回定例会のご出席お疲れさまでございます。

それでは、議案第5号「奈井江町中小・小規模企業振興基本条例」につきまして、定例会資料によりご説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

初めに、条例制定の背景、目的でございます。

本町における事業者の多数を占めております中小・小規模企業は、地域経済の雇用を支えるとともに、地域社会の担い手として、本町の発展と町民生活の安定や向上に貢献されているところでございますが、現在、人口減少による様々な影響をはじめ、不安定

な国際情勢や物価高騰など、中小企業等を取り巻く環境は日々変化しており、地域社会が一体となって、地域経済、社会の基盤である中小企業等の振興に取り組むことが必要となっており、また、中小企業基本法などにおいては、地方自治体の役割として、中小企業等の振興に関する施策を実施する責務を明記されているところでございます。

本条例につきましては、こうした状況を踏まえ、町として中小企業等の振興に向けた取組を明確にし、中小企業等の振興に関する理念や町が取り組むべき基本的施策を定めるとともに、町のみならず中小企業者等をはじめ、商工会や金融機関、町民などの様々な主体が、地域社会における中小企業等の重要性について認識を共有し、社会全体で協力、連携して中小企業等の振興を図るため、制定をするものでございます。

それでは、条例の概要についてご説明いたします。

第1条では、今ほどご説明いたしました条例を制定する目的を定めております。

第2条では、条例で使用する用語を定義しております。

2ページをお開きください。

第3条では、中小企業等の振興は、中小企業者等の自主的な努力を尊重し、中小企業等が地域経済と雇用を支えているという認識の下、中小企業等の持続的な発展に向けて、各関係機関が相互に協力、連携して推進することを基本理念として定めております。

第4条から第8条では、本条例の基本理念に基づく、それぞれの立場における責務や役割、協力などを定めており、第4条では、町の責務について中小企業等の振興に関する施策を講ずるとともに、中小企業等が地域経済の発展や豊かな地域社会の形成に貢献していることを広く町民などに理解されるよう努めることを定めております。

第5条では、中小企業者等の役割について、自らの経営基盤の強化や経営革新等をはじめ、町が実施する施策の協力や商工会への加入に努めることを定めております。

第6条では、商工会の役割について、中小企業等の経営の向上や改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する施策への協力を努めることを定めております。

第7条では、金融機関の協力について、中小企業者等の経営努力への支援や、町が実施する施策への協力を努めることを定めております。

第8条では、町民等の理解及び協力について、中小企業等の振興が地域社会の形成において重要な役割を果たしていることへの理解を深めるとともに、町が実施する施策への協力を努めることを定めております。

3ページをお開きください。

第9条では、町は基本理念に基づき、中小企業等の振興を図るため、商工会や金融機関などと連携して行う基本的施策について、経済的や社会的な環境の変化に対応した経営の安定をはじめ、事業継承や企業支援など、第1号から第8号までの施策を講ずることを定めております。

第10条では、町が中小企業等の振興に関する施策を実施するため、町の財政規模に応じた必要な財政措置を講ずることを定めております。

第11条では、町が中小企業等の振興に関する施策の公表を行うことで、施策の効果や現状をより多くの町民に知ってもらい、課題の共有等を図ることを定めております。

第12条では、本条例の施行に関し、必要事項の委任について定めております。  
附則といたしまして、本条例は令和7年7月1日から施行するものでございます。  
また、次の4ページにつきましては、本条例の体系図となっております。

次の5ページについては、後ほどご提案の一般会計補正予算に計上しております支援メニューの概要となっておりますが、詳細の取扱い等に関しましては、現在、商工会と協議しながら整理を行っております。今後、規則、要項等により示してまいりたいと考えております。

また、最後になりますが、本条例及び支援メニューの検討に当たりましては、商工会や町内事業者、町民の皆様にご参加をいただきました条例検討会においてご意見を伺い、またご了解を得ながら進めてきたところでございます。

以上、条例の内容についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(12時03分)

●議長

日程第9、議案第1号「令和7年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第1号「令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ7,070万1,000円を追加し、予算の総額を56億8,370万1,000円とするものであります。

第2条では、6ページ、「第2表 地方債補正」に記載のとおり、Jアラート受信機更新事業で420万円を追加し、950万円としております。

令和7年6月18日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、議案書の11ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費、行政情報システムに要する経費では、オフィスソフトのサポート終了に伴うソフトウェアの更新負担金175万9,000円を追加計上、国民保護に要する経費では、Jアラート受信アンテナ設置工事請負費423万5,000円を追加計上、下段10目の地域振興基金では、ご寄附による積立て、令和6年度ふるさと納税未積立分、合わせて675万7,000円を追加計上。

12ページをお開きください。

3款1項1目の社会福祉総務費、低所得者支援及び定額減税補足給付金に要する経費では、令和6年度に調整の上給付した分に対する不足額等を支給するもので、事務費用、システム改修負担金等を合わせて911万4,000円を追加計上。

3目の老人福祉費、後期高齢者医療保険に要する経費では、子ども・子育て支援に伴うシステム改修負担金として、繰出金33万円を追加計上。

下段から13ページにわたります4款1項3目の環境衛生費、墓地の管理に要する経費では、樹木選定委託料264万7,000円を追加計上。

7款1項1目の商工業振興費、商工業振興に要する経費では、奈井江町中小・小規模企業振興基本条例の制定に伴う企業事業者への支援として補助金490万円を追加計上。

下段8款2項1目の道路維持費、道路の維持管理に要する経費では、冬季間の雪害による舗装、排水路改修など、町道の維持、保守業務委託料2,979万円を追加計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページをお開きください。

15款2項1目の総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金911万4,000円を追加計上。

18款寄附金では、尾崎光一様、南江敦美様、匿名希望の方1名からのご寄附により、23万円を追加計上。

下段20款繰越金では、前年度からの繰越金1億2,405万円を追加計上。

10ページをお開きください。

21款5項1目の雑入では、行政情報システムの使用料として2万6,000円を追加計上。

22款1項4目の緊急防災減災事業債では、Jアラート受信機更新事業の実施に伴い、420万円を追加計上しております。

以上におけます歳入歳出の差7,808万8,000円については、歳入9ページの財政調整基金繰入金を皆減、歳出11ページの財政調整基金積立金を1,116万9,000円追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大関議員。

●8番

ただいま説明がありましたが、1点だけ。

9ページ歳入における繰越金、約1億2,400万円ですが、このことについてお聞きします。

効率的な執行に努力をされた成果でもあると思われませんが、主な内容について伺います。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

繰越金の主な要因ということになりますけれども、特に大きかったものが除排雪の経費が約3,000万円程度あります。そのほかに、まちづくり定住対策に伴うもの、新築助成、中古助成に係るものとして1,000万円。その他、障害者支援に係る扶助費が約600万円。あと葬祭場の管理、職員費等で500万円ずつぐらいが主な要因となっております。その他500万円以下の不用額というような状況になっております。

●議長

よろしいですか。

(なし)

●議長

はい。

ほかに質疑ございますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありますか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

昼休みの時間となっておりますけれども、議事日程を進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

●議長

はい。

---

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(12時09分)

●議長

日程第10、議案第2号「令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の15ページをお開きください。

議案第2号「令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ109万5,000円を追加し、予算の総額を1億7,659万5,000円とするものであります。

令和7年6月18日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、21ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費、一般事務に要する経費では、子ども・子育て支援に伴うシステム改修負担金109万5,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、20ページをお開きください。

4款繰入金では、国保基金繰入金44万6,000円を追加計上、5款繰越金では、前年度からの繰越金64万9,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

( 1 2 時 1 1 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 3 号「令和 7 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 2 2 ページをお開きください。

議案第 3 号「令和 7 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

第 1 条において、歳入歳出それぞれ 3 5 万円を追加し、予算の総額を 1 億 1, 6 1 5 万円とするものであります。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について歳出よりご説明いたしますので、2 8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費、一般事務に要する経費では、子ども・子育て支援に伴うシステム改修負担金 3 3 万円を追加計上、2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合給付金では、前年度繰越金の確定により 2 万円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、2 7 ページをお開きください。

3 款繰入金では、事務費繰入金 3 3 万円を追加計上、4 款繰越金では、前年度からの繰越金 2 万円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (12時13分)

●議長

日程第12、議案第4号「令和7年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の29ページをお開きください。

議案第4号「令和7年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

第1条、業務の予定量の補正では、建設改良事業において、大規模下水道管路特別重点調査、1,400万円を追加計上しております。

第2条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第1款資本的収入において、1,396万9,000円を追加し、総額5,626万5,000円としております。支出、第1款資本的支出では、1,400万円を追加し、総額2億4,072万6,000円としております。

30ページ、第3条では、企業債の限度額補正として、公共下水道事業債で940万円を追加し、1,040万円としております。

令和7年6月18日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について説明いたしますので、32ページをお開きください。

中段、支出ですが、資本的支出建設改良費の1目管路建設費では、大規模下水道管路特別重点調査委託料1,400万円を追加計上しております。

次に、上段、収入ですが、資本的収入、企業債の1目建設改良費では、下水道事業債

940万円を追加計上、国庫補助金では、大規模下水道管路特別重点調査に伴う補助金456万9,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

---

## 散会

●議長

お諮りいたします。明日6月19日は、議案調査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため、明日6月19日は、休会とすることに決定いたしました。

---

## 散会

以上で、本日予定した議事日程、全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、20日は午前10時より会議を再開いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

---

(12時16分)

令和7年第2回奈井江町議会定例会

令和7年6月20日（金曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 6号 奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 7号 工事請負契約について  
【奈井江町新庁舎外構工事（その2）】
- 第 4 議案第 8号 町有財産の取得について【防災行政無線】
- 第 5 議案第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 第 6 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業  
施策の充実・強化を求める意見書
- 第 7 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第 8 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 9 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第10 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公 博
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
産 業 観 光 課 付 課 長	鈴 木 宏 明
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之 恵
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

---

## 開会

### ●議長

皆さん、おはようございます。定例会の最終日、出席、大変ご苦労さまです。  
ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番大矢議員、7番笹木議員を指名いたします。

---

### 日程第2 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決 ( 1 0 時 0 0 分 )

### ●議長

日程第2、議案第6号「奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

### ●副町長

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまでございます。  
それでは、議案書の36ページをお開きください。  
議案第6号「奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例」について。  
奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を次のように改正する。  
令和7年6月18日提出、奈井江町長。  
本条例の改正は、本年7月よりパートナーシップ宣誓制度を導入することに伴い、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。  
特定公共賃貸住宅、町営住宅等、地域優良賃貸住宅、高齢者生活福祉センターの入居等において、パートナーシップの宣誓を行ったものを親族と同様の扱いとするため、条

項の整理及びそれに伴い一部符号を修正するものであります。

以上、奈井江町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第3、議案第7号「工事請負契約について【奈井江町新庁舎外構工事（その2）】」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の39ページをお開きください。

議案第7号「工事請負契約について」。

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和7年6月18日提出、奈井江町長。

記をご覧ください。

1、契約の目的、奈井江町新庁舎外構工事（その2）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約の金額、1億1,836万円。

4、契約の相手方、空知郡奈井江町、株式会社櫻井千田内、桜井千田・山口・共和經常建設共同企業体であります。

入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第4、議案第8号「町有財産の取得について【防災行政無線】」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の41ページをお開きください。

議案第8号「町有財産の取得について」。

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和7年6月18日提出、奈井江町長。

記をご覧ください。

- 1、取得する財産、防災行政無線等構築整備。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約の金額、3,240万6,000円。
- 4、契約の相手方、札幌市中央区、扶桑電通株式会社北海道支店であります。

入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、町有財産の取得についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第5、議案第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

議案書の43ページをお開きください。

議案第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」。

固定資産評価審査委員会委員、高田裕幸氏が令和7年6月30日付をもって任期満了となるので、大西暁陽氏を選任いたしたく、地方税法の規定により町議会の同意を求めるものであります。

令和7年6月18日提出、奈井江町長。

なお、大西氏の履歴につきましては、次ページに掲載をしております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件でありますので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第9号を採決いたします。  
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、これに同意することに決定をいたしました。

---

**日程第6 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決** (10時07分)

●議長

日程第6、意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」。

上記事件について、国の関係者に対し別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和7年6月20日提出、提案者、奈井江町議会議員、石川正人。賛成者、同じく笹木利律子、同じく遠藤共子。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣でございます。

次のページをお開きをお願いいたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。全文を省略いたします。

記といたしまして、1つ目、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて新たに策定された国土強靱化実施中期計画に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2つ目、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月20日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

5番石川議員。

●5番

それでは、提案者としての補足説明をいたします。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるため森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返り、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用し、植林、間伐、路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築等の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくり、道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

以上、提案者としての補足説明でした。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
意見案第1号を採決します。  
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、提案のとおり可決されました。

---

日程第7 会議案第1号の上程・説明・採決

(10時12分)

●議長

日程第7、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題といたします。  
事務局長に朗読させます。  
事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議員の派遣承認について」。  
下記日程のとおり議員を派遣したいので、承認を求める。  
令和7年6月20日提出、奈井江町議会議長。  
記といたしまして、1つ目、北海道町村議会議員研修会派遣について。派遣先、札幌市。期日は、7月8日、火曜日。派遣議員、全議員。経費は、11万5,000円以内といたします。

2つ目、空知町村議会議員研修会派遣について。派遣先、妹背牛町。期日、7月16日、水曜日。派遣議員、全議員。経費、7万5,000円以内といたします。

3つ目、北海道町村議会広報研修会派遣について。派遣先、札幌市。期日、8月19日、火曜日。派遣議員、全議員。経費、4万円以内といたします。

次のページをお開きをお願いいたします。

4つ目、中空知ふるさと市町村圏議員交流会派遣について。派遣先、新十津川町、赤平市。期日、7月23日、水曜日。派遣議員、全議員。経費、8万5,000円以内といたします。

以上でございます。

●議長

本案は、提案のとおり承認することといたしたいと思います。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

**日程第8 調査第1号の上程・説明・採決**

(10時14分)

●議長

日程第8、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より、地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和7年6月20日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第9 調査第2号の上程・説明・採決

(10時16分)

●議長

日程第9、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和7年6月20日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。調査番号、調査事項でございますが、調査第1号公園の維持管理について、現地調査を含みます。調査第2号生涯活躍のまちの取組について。調査第3号町税の賦課徴収状況と財政状況について。調査日程につきましては、3日以内といたします。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第10 調査第3号の上程・説明・採決

(10時17分)

●議長

日程第10、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和7年6月20日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

令和7年奈井江町議会第2回定例会を、これにて閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

---

(10時18分)